

令和6年8月7日

国土交通省関東地方整備局

霞ヶ浦河川事務所

求む！！「耕作土に適した砂質シルト等」

「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を活用して、建設発生土を広く受入れます

霞ヶ浦河川事務所では、ほ場地整備に必要な「耕作土に適した砂質シルト等（地山の切土、掘削に伴う建設発生土）」を公共工事、民間工事を問わず広く受入れます。特に、砂質シルト等の土が発生する民間工事の発注者又は受注者のみなさまには「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」への登録をお願いします。この「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」を利用することで、民間工事の建設発生土の処分費用削減等のメリットがあります。

建設発生土の情報を求めていますので「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」への登録をお願い致します。その後、個別に受け入れ調整をさせて頂く予定です。
なお、「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」HPにも実例が掲載されており、「通常困難である公共工事との調整が実現し、処分費が削減された」などのメリットがあります。

○建設発生土の受け入れ調整ができる事業者の条件

1) 「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」に登録されている方。

登録されていない方は、システム登録をお願い致します。

システム登録は、次ページのURLをご確認ください。登録は無料です

2) 上記1) を満たした上で以下①②の双方を満たすことができる方。

①指定された受入場所まで無償で運搬可能な方。

②別添記載の受入条件を遵守できる方。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、茨城県政記者クラブ、土浦記者クラブ、鹿島記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所

電話：0299-63-2411（代表）

Fax：0299-63-2494（工務課）

副所長（技） 甲田 （内線：204）

工務課長 田村 （内線：311）

『建設発生土の官民有効利用マッチングシステム』を活用した建設発生土（耕作土に適した砂質シルト等）の受入について

1. 建設発生土の受け入れ調整できる事業者の条件

(1) 「建設発生土の官民有効利用マッチングシステム」に登録されている方。

登録されていない方は、システム登録をお願い致します。

登録方法等で不明な点は「3. 建設発生土の受入に関する問い合わせ先」までご連絡をお願い致します。

上記システムの登録は、以下のURLをご確認ください。登録は無料です。

建設発生土の官民有効利用マッチングシステムホームページ (jacic.or.jp)

(2) 以下、①②の双方を満たすこと

①指定された受入場所まで無償で運搬可能な方

②2. (1) 受入条件を遵守できる方

2. 受入条件等

(1) 受入条件

①最大粒径40mm以下の砂質シルト等の建設発生土であること。特に最大粒径10mm以下の「耕作土に適した砂質シルト等」を多く必要としています。

②ゴミ、改良土、殻、碎石、有機質土（植物根や植物性腐食物等）の混入がないもの。

③有害物質を含んでいないこと

（土壌環境調査による分析試験については、別途調整させていただきます。）

④受入にあたっては別途、覚書を締結します。

⑤受入可否の判断は、西ノ洲甘田入土地改良区（理事長）及び国交省が現地に於いて発生材料を確認した上で、最終的な判断は、耕作土に適した土であることを条件に、国交省が判断します。

⑥受入基準

詳細は、別紙－1の「建設発生土の搬入に関する基準の項目」とします。

(2)受入場所

別紙－2「位置図」を参照してください。

(3)受入期間

今後10年間程度を予定しています。

ただし、工事状況により受入期間が変更となる場合があります。

(4)搬入時間

原則として、搬入時間は8時30分から16時30分までとします。

(5)受入停止日

原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日は休工とします。

(6)受入必要予定全体量

約1,000,000m³

上記受入量は、工事の状況により変更の可能性があるため、その数量を確約するものではありません。

(7)受入制限

受入状況により1日あたりの搬入量（ダンプトラック台数）を制限する場合があります。

(8)受入料金

無償とします。

(9)施工区分および費用分担

①事業者は、受入場所へ搬出する建設発生土の土質性状及び環境安全性にかかわる調査・試験を行って頂

きます。調査・試験方法などについては、霞ヶ浦河川事務所との調整によるものとします。

②事業者は、霞ヶ浦河川事務所の指定受入場所までの建設発生土の運搬を行うものとします。

③諸事情により上記により難しい場合については、個別に協議します。

(10) その他

本件に関して、受け入れ条件の一部が満たない場合や個別事情について詳細を調整したい場合等については、下記問い合わせ先まで連絡ください。受け入れの可否については、調整の上検討させていただきますが、「耕作土に適した砂質シルト等」の建設発生土に関する情報は広く受け付けたいと考えています。

3. 建設発生土の受入に関する問い合わせ先

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

霞ヶ浦河川事務所 工務課 小林

TEL 0299-63-2414

FAX 0299-63-2494

■建設発生土の受入に関する基準

1. 日本統一土質分類法（土質工学会基準、JSF M111）による分類が、細粒土Fに属し、原則として特殊土に属さないものであること。ただし、特殊土に属するもののうち有機質土を除くものについては、適切な処理を施せばこの限りではない。
2. 最大寸法は40mmまでであること。また、礫（2mm以上の粒子）が50%未満である事。なお、砂質土に大きな粘土塊が混入するような不均質な土質、ガラやRCなど人工材料が混入しているものについては受け入れない。
3. 試験用試料の採取状況の報告
採取箇所毎に採取位置・深さが解るように図面を作成するとともに試料採取状況写真を提出すること。
4. JIS A 1210 「突固めによる土の締固め試験」による試験の他、下記の試験を実施する。
JGS 0051 「土の工学的分類」、JIS A 1202 「土粒子の密度試験」、JIS A 1203 「土の含水比試験」、JIS A 1204 「土の粒度試験」、JIS A 1205 「土の液性限界・塑性限界試験」、JIS A 1228 「締め固めた土のコーン指数試験」の項目とする。
5. 改良剤（石灰、セメント等）を用いた（混入している）建設発生土は、受け入れない。
6. 土壌に含まれる有害物質測定試験
測定試験は専門の調査機関（計量証明事業者）に依頼し、実施すること。

1) 土壌に含まれる特定有害物質の測定試験

① 特定有害物質の基準（土壌汚染対策法施行規則第31条：平成14年12月26日 環境省令第29号及び茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則第6条：平成16年3月31日 茨城県規則第41号）のとおり。

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準値 (m g / $\frac{1}{100}$ g)	土壌含有量基準値 (m g /kg)	分 類
四塩化炭素	0. 0 0 2以下	－	第 1 種特定有害物質 (揮発性有機化合物)
1, 2－ジクロロエタン	0. 0 0 4以下	－	
1, 1－ジクロロエチレン	0. 1以下	－	
1, 2－ジクロロエチレン	0. 0 4以下	－	
1, 3－ジクロロプロペン	0. 0 0 2以下	－	
ジクロロメタン	0. 0 2以下	－	
テトラクロロエチレン	0. 0 1以下	－	
1, 1, 1－トリクロロエタン	1以下	－	
1, 1, 2－トリクロロエタン	0. 0 0 6以下	－	
トリクロロエチレン	0. 0 1以下	－	
ベンゼン	0. 0 1以下	－	
クロロエチレン	0. 0 0 2以下	－	
カドミウム及びその化合物	0. 0 0 3以下	4 5以下	第 2 種特定有害物質 (重金属等)
六価クロム化合物	0. 0 5以下	2 5 0以下	
シアン化合物	検出されないこと	5 0以下(遊離シアンとして)	
水銀	0. 0 0 0 5以下	1 5以下	
アルキル水銀	検出されないこと		
セレン及びその化合物	0. 0 1以下	1 5 0以下	
鉛及びその化合物	0. 0 1以下	1 5 0以下	
砒素及びその化合物	0. 0 1以下	1 5 0以下	
フッ素及びその化合物	0. 8以下	4, 0 0 0以下	
ほう素及びその化合物	1以下	4, 0 0 0以下	
シマジン	0. 0 0 3以下	－	第 3 種特定有害物質 (農薬等)
チオベンカルブ	0. 0 2以下	－	
チウラム	0. 0 0 6以下	－	
PCB	検出されないこと	－	
有機リン化合物	検出されないこと	－	
1, 4－ジオキサン	0. 0 5以下	－	水質汚濁防止法有害物質
銅	－	1 2 5以下	
砒素	－	1 5以下	

② 特定有害物質の測定方法

- ・ 土壌溶出量 : 土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日 環境省告示第18号、最終改正平成28年3月29日 環境省告示第34号）のとおり。
1, 2 –ジクロロエチレンは平成31年4月1日改正
- ・ 土壌含有量 : 土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月6日 環境省告示第19号、最終改正平成26年3月20日 環境省告示第47号）のとおり。

③ 測定頻度は5,000 m³毎に1回の測定を原則実施する。

2) ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準について

「平成11年環境庁告示第68号」により定められた測定方法により測定された結果が、基準値（1,000pg-TEQ/g）以下であること。

建設発生土受入地 位置図



国土地理院ホームページ

<https://maps.gsi.go.jp/#13/35.952164/140.402012/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>を基に、霞ヶ浦河川事務所が作成

1. 西の洲地区（茨城県稲敷市西の洲地先）



国土地理院ホームページ

<https://maps.gsi.go.jp/#13/35.952164/140.402012/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>を基に、霞ヶ浦河川事務所が作成

2. 甘田入地区（茨城県稲敷市甘田入地先）



国土地理院ホームページ

<https://maps.gsi.go.jp/#13/35.952164/140.402012/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1>を基に、霞ヶ浦河川事務所が作成